

# 所得税法等の一部を改正する法律について —いわゆる 103 万円の壁を中心に—

衆議院調査局調査員

本 城 勝 義 風 間 亜 紀  
坂 下 翔 平 阿 部 めぐみ  
菊 地 夏 来 小 室 芳 昭  
(財務金融調査室)

## 《構成》

- I 法律案提出の背景及び経緯
- II 審議経過
- III 法律の概要
- IV 主な質疑・答弁の概要
- V 今後の主な課題

本稿では、第 217 回国会(常会)において、令和 7 年 3 月 31 日に成立し、同日に公布された「所得税法の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 13 号)について解説する。

### I 法律案提出の背景及び経緯

「所得税法の一部を改正する法律案」(第 217 回国会閣法第 1 号)の提出に当たっては、「年収 103 万円の壁」見直しの観点からの所得税の基礎控除等の引上げや、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の取扱い、扶養控除等の見直しが焦点となった。

### 1 「年収 103 万円の壁」見直しに向けた議論

#### (1) 「年収 103 万円の壁」とは

いわゆる「年収 103 万円の壁」とは、給与所得者本人の給与収入が 103 万円(課税最低限<sup>1)</sup>)を超えると、税負担が生ずるため当該本人が就業調整を行う誘因となること等の問題を指す<sup>2</sup>。103 万円という金額は、(令和 7 年度改正前の)基礎控除<sup>3</sup>額の 48 万円と給与所得控除<sup>4</sup>の最低保障額 55 万円とを合計した額である。この金額は、平成 7 年に基礎控除額の引上げが行われて以降、およそ 30 年間据え置かれていた<sup>5</sup>。基礎控除額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応するため、課税最低限を引き上げる必要性について指摘がされていた。

#### (2) 3 党協議と第 2 次石破内閣の総合経済対策

令和 6 年 10 月 27 日に行われた第 50 回衆議

<sup>1</sup> ここでいう課税最低限は、同一生計配偶者や扶養親族がなく、社会保険料の支払いを考慮しない場合を想定している。以下同様。

<sup>2</sup> 内閣衆質 216 第 45 号(令和 6 年 12 月 13 日)「衆議院議員緒方林太郎君提出いわゆる「百三万円の壁」に関する質問に対する答弁書」

<sup>3</sup> 一定の金額までの少額の所得については負担能力を見出すには至らないとして、原則全ての納税者に適用される所得控除である。

<sup>4</sup> 給与所得を算定する過程で適用される所得計算上の控除であり、勤務費用の概算控除等の性格を有するものである。

<sup>5</sup> 平成 30 年度税制改正で、基礎控除額の 38 万円から 48 万円への引上げが行われているが、給与所得控除等の最低保障額の引下げと合わせて実施され、課税最低限の金額に変化はなかった。

院議員総選挙においては、自由民主党及び公明党で議席の過半数を獲得するには至らなかった。そのような状況下、同年11月、自由民主党及び公明党は、「年収103万円の壁」の見直しについて、国民民主党との政策協議を開始した<sup>6</sup>。

その中で、国民民主党は、所得税の課税最低限を103万円から178万円まで引き上げることを提案した<sup>7</sup>。一方、政府は178万円に引き上げた場合、国と地方の税収は7～8兆円程度の減収となると試算した<sup>8</sup>。そのうち地方は、個人住民税と地方交付税交付金と合わせて5兆円程度の減収となるとされ、地方自治体からは、税収減による財政悪化や公共サービスへの影響を懸念する声が上がった<sup>9</sup>。

また、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等がアルバイト等で103万円を超える給与収入を得た場合、当該子等を扶養する親等の所得控除（特定扶養控除：63万円）の適用がなくなることで、親等の税負担が増加するため、世帯としての手取りが減少してしまうという問題も指摘<sup>10</sup>されるようになった。

同月20日には、自由民主党、公明党及び国民民主党の3党の政調会長会談において、税制改正や令和7年度予算等に関わる事項が盛り込まれた新たな経済対策の策定等について合意がなされた。同日に国民民主党より与党（自由民主党及び公明党）へ提示された税制改正に関する要望書には、最重点項目として、基礎控除等の103万円から178万円への引上げ、特定扶養控除の年収要件の引上げ及びガ

ソリン減税等が挙げられた<sup>11</sup>。

同月22日、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が閣議決定された。同経済対策では、我が国を長きにわたったコストカット型経済から脱却させ、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を目指すとし、予算、税制、規制改革等、あらゆる政策手段を総動員することとされた。その中で、いわゆる「年収103万円の壁」に関しては、同経済対策の「基本的考え方」において、「令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」こと及び「これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得る」ことが明記された。

12月11日、自由民主党、公明党及び国民民主党の3党による幹事長会談において、いわゆる「年収103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、令和7年から引き上げる等とされ、具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進めることが合意された。同日、3党の税制調査会の幹部会合において、与党から、大学生年代の子等を扶養する親等の特定扶養控除に係る当該子等の年収要件を103万円から130万円まで引き上げる案が提示されたが、国民民主党は、150万円までの引上げを求めた<sup>12</sup>。

その後、3党の税制調査会長間での協議を経て、同月13日、与党から、「年収103万円の壁」について、20万円引き上げて123万円

<sup>6</sup> 『毎日新聞』（2024.11.9）

<sup>7</sup> 国民民主党は、178万円という引上げ額の根拠として最低賃金の上昇を挙げた。（1時間当たりの最低賃金は）全国加重平均で平成7年の611円から令和6年の1,055円とおよそ1.73倍になっており、103万円の非課税枠も同様に73%引き上げると178万円になるとした（『日本経済新聞』（2024.11.21））。

<sup>8</sup> 『読売新聞』（2024.12.19）

<sup>9</sup> 『日本経済新聞』（2024.11.20）

<sup>10</sup> 『読売新聞』（2024.11.15）

<sup>11</sup> 『朝日新聞』（2024.11.21）

<sup>12</sup> 『日本経済新聞』（2024.12.12）、『毎日新聞』（2024.12.12）

とする案が示されたが、国民民主党は更なる引上げを求め、合意には至らなかった<sup>13</sup>。

## 2 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の取扱い

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、令和4年12月16日、国家安全保障政策に係る新たな三文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)が閣議決定された。このうち、防衛力整備計画において、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間における同計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度とされ、2027年度以降、同計画の実施に必要な財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされた。

このうち税制措置については、「令和5年度税制改正の大綱」(令和4年12月23日閣議決定)において、法人税、所得税及びたばこ税により令和9年度時点で1兆円強を確保するとの方針が決定された。同大綱では当該措置の施行時期について「令和6年以降の適切な時期」とされていたが、「骨太の方針2023<sup>14</sup>」において、令和7年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう柔軟に判断することが示された。

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)においては、たばこ税について、加熱式たばこ紙巻たばこの間の税負担差を解消することとし、この課税の

適正化による増収を防衛財源に活用するとされ、その上で、国税のたばこ税率を引き上げ、財源を確保するとされた。これを踏まえ、令和6年3月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第8号)(以下「令和6年度改正法」という。)の附則第74条において、政府は、令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとするものと規定された。

その後、取りまとめられた「骨太の方針2024<sup>15</sup>」においては、税制措置について、「令和5年度税制改正の大綱」及び「令和6年度税制改正の大綱」に示された基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるとされた。

## 3 扶養控除<sup>16</sup>等の見直し

第213回国会で成立した子ども・子育て支援に関する施策を強化する「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、令和6年10月から、児童手当の支給期間の高校生年代までの延長を含む拡充が行われている。児童手当の拡充に際し、「こども未来戦略方針<sup>17</sup>」において、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理することとされていた。

「令和6年度税制改正の大綱」においては、16歳から18歳までの扶養親族に係る扶養控

<sup>13</sup> 『毎日新聞』(2024.12.14)、『日本経済新聞』(2024.12.28)

<sup>14</sup> 経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～(令和5年6月16日閣議決定)

<sup>15</sup> 経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(令和6年6月21日閣議決定)

<sup>16</sup> 納税者が、年齢16歳以上の扶養親族(納税者の親族(配偶者を除く。))等で、その納税者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が一定額以下である者(控除対象扶養親族)を有する場合、課税所得金額を計算する過程において、総所得金額等から一定額を控除するものである。

<sup>17</sup> 「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～(令和5年6月13日閣議決定)

除制度の控除額の見直しについて、令和 7 年度税制改正において結論を得ることが決定された。その前提として、当該見直しにより各府省庁の所管制度等(社会保障制度や教育等)の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、適切な対応を行う等の必要があるとされ、その状況等を確認することが要請された<sup>18</sup>。

加えて、同大綱においては、ひとり親控除について、対象となるひとり親の所得要件と控除額の見直し<sup>19</sup>について、扶養控除の見直しと合わせて結論を得ることとされていた。

#### 4 法律案提出に至る経緯

こうした状況を背景に、令和 6 年 12 月 20 日、「令和 7 年度税制改正大綱」(自由民主党及び公明党)(以下「令和 7 年度与党大綱」という。)が決定された。

この中では、給与収入に係る所得税の課税最低限を 103 万円から 20 万円(基礎控除額 10 万円と給与所得控除の最低保障額 10 万円の合計)引き上げて 123 万円とすることや、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置等に関する税制改正の具体的内容が、以下のように示された。

##### (1) 基礎控除額の引上げ

基礎控除については、「一般に指標とされる消費者物価指数<sup>20</sup>(総合)は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成 7 年から令和 5 年にかけて 10%程度上昇し、令和 6 年も 10 月ま

でに 3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる」とした上で、「生活必需品を多く含む基礎的支出項目<sup>21</sup>の消費者物価は平成 7 年から令和 5 年にかけて 20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高 48 万円から最高 58 万円に 10 万円、20%程度引き上げる」とされた。

##### (2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、「最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げる」とされた。

##### (3) 特別控除の創設等

税制が一因となっているとの指摘がある大学生のアルバイトの就業調整については、「19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円(給与収入 150 万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63 万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入する」とされた。さらに、「扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の 48 万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58 万円とする」とされた。

<sup>18</sup> 令和 6 年 2 月に各府省庁が上記の状況等を確認するための「扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」が開催され、同年 11 月の同会議においては、扶養控除の見直しへの対応が必要と見込まれる国の制度一覧等が示された。

<sup>19</sup> ひとり親控除について、対象となるひとり親の所得要件を合計所得金額 1,000 万円以下(現行 500 万円以下)に引き上げ、控除額を所得税 38 万円(現行 35 万円)、個人住民税 33 万円(現行 30 万円)に引き上げることが明記されていた。

<sup>20</sup> 家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもので、総務省が毎月作成している。

<sup>21</sup> 支出弾力性(消費支出総額が 1%変化するとき各財・サービスが何%変化するかを示した指標)が 1.00 未満の支出項目は基礎的支出(必需品的なもの)に分類され、米や野菜、家賃、電気代などが該当する。

#### (4) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

##### ① 法人税

「法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税を課す」

##### ② 所得税

「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」

##### ③ たばこ税

「加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、税方式の適正化を行う」「その上で、国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる」

以上の措置等を講ずるとされた。

#### (5) 高校生年代の扶養控除及びひとり親控除

高校生年代の扶養控除等については、令和8年分の所得税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や「令和6年度税制改正大綱」

(自由民主党及び公明党)(以下「令和6年度与党大綱」という。)で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除の在り方の一環として検討し、結論を得るとされ、令和7年度税制改正において結論を得ることは見送る方針が示された。

令和7年度与党大綱に示された内容のうち、令和7年度税制改正において措置するものについて、令和6年12月27日、「令和7年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

このような経過を経て、令和7年2月4日、「所得税法等の一部を改正する法律案」(第217回国会閣法第1号)が国会に提出された。

## II 審議経過

### 1 衆議院における審議経過

#### (1) 審議経過

所得税法等の一部を改正する法律案は、令和7年2月4日に国会(衆議院)に提出され、同月14日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同日、加藤財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑に入った。同月18日には、立憲民主党・無所属の提案による防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に係る規定の削除、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止等を内容とする修正案(修正案1)が提出され、趣旨の説明を聴取し、同月25日から本法律案及び修正案1を一括して質疑を行った。

同月28日には、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案による所得税の基礎控除の特例の創設等を内容とする修正案(修正案2)が、3月3日には、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブの共同提案による揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止等を内容とする修正案(修正案3)がそれぞれ提出された。

同月4日には、修正案1について撤回を許可し、修正案2及び修正案3について、それぞれ趣旨の説明を聴取した後、本法律案及び両修正案について、質疑を行い、引き続き、石破内閣総理大臣に対する質疑を行った後、質疑を終局した。

質疑終局後、両修正案について、内閣の意見を聴取した後、本法律案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決したところ、修正案3は、賛成少数をもって否決され、修正案2及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決した(本法律案に対する修正内容の詳細については、III 1 (2)を参照)。

なお、本法律案に対し附帯決議<sup>22</sup>が付された。

同日、本会議において賛成多数をもって修正議決され、参議院に送付された。

## (2) 法律案に対する修正

本法律案は次のとおり修正された。

### ア 所得税の基礎控除等の特例の創設

低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追い付いていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設し、一定の給与収入以下の基礎控除の金額を政府原案と合わせて引き上げることとされた(詳細については、Ⅲ 1 (2) を参照)。

### イ 所得税の抜本的な改革に係る措置等

所得税の抜本的な改革に係る措置及び所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置が本法律案の附則に加えられた(詳細については、Ⅴ 1 を参照)。

## 2 参議院における審議経過

本法律案は、令和 7 年 3 月 12 日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財政金融委員会に付託された。同委員会においては、翌 13 日、加藤財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員後藤茂之君から説明を聴取し、同月 24 日、質疑に入った。同月 27 日、石破内閣総理大臣に対する質疑を行った後、質疑を終局し、同月 31 日、討論を行い、採決したところ、賛成多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、本法律案に対し附帯決議<sup>23</sup>が付された。

同日、本会議において可決され、所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号。以下「令和 7 年度改正法」という。)が成立した。

## Ⅲ 法律の概要

### 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

#### (1) 基礎控除の控除額の引上げ

基礎控除とは、課税所得金額を算定する過程において、総所得金額等<sup>24</sup>から、納税者のその年分の合計所得金額の区分に応じて定められた金額を控除するものである。

基礎控除額については、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価が、約 20 年間で 20% 程度上昇しているという物価動向を踏まえ、合計所得金額が 2,350 万円(給与収入 2,545 万円相当)以下である個人について、48 万円から 10 万円(20% 程度)引き上げ、58 万円とすることとしている(合計所得金額 2,350 万円超の者の基礎控除の額は、改正前と変わらず)。

#### (2) 基礎控除の上乗せ特例の創設(修正部分)

低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追い付いていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、(1) の引上げ(10 万円)からさらに、所得階層ごとに最高 37 万円の控

<sup>22</sup> 自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党の 5 党派共同提案による(附帯決議の内容については、第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 7 号 17 頁(令 7.3.4) 参照)。参議院においても、同様の附帯決議が付された。

<sup>23</sup> 自由民主党、立憲民主・社民・無所属、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、大野泰正君(各派に属しない議員)、神谷宗幣君(各派に属しない議員)の共同提案による(附帯決議の内容については、第 217 回国会参議院財政金融委員会議録第 6 号 2-3 頁(令 7.3.31) 参照)。

<sup>24</sup> 総所得金額等とは、各種所得の金額の計算の規定により計算した金額の合計額(合計所得金額)に、純損失や雑損失等の繰越控除を適用した後の金額をいう。

除額の上乗せを行う特例を創設することとしている。

**ア 低所得者層の税負担への配慮（恒久的措置）**

合計所得金額 132 万円（給与収入 200 万円相当）以下の者について、生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、37 万円を上乗せすることにより、課税最低限を 160 万円（＝基

礎控除額 58 万円＋37 万円＋給与所得控除最低保障額 65 万円<sup>25）</sup>）に引き上げる。

**イ 中所得者層の税負担軽減（令和 7 年分・8 年分の 2 年間の時限措置）**

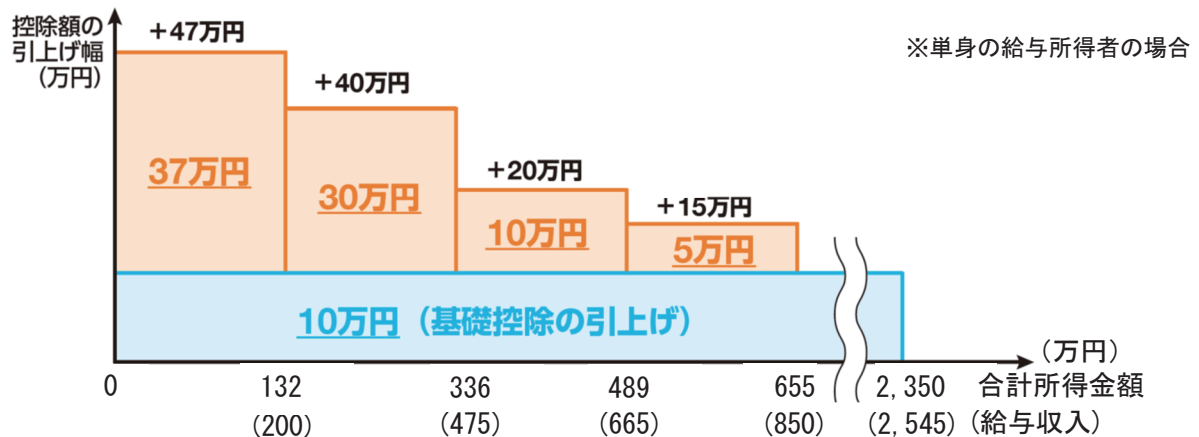
物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**図表 1**のとおり、高所得者優遇とならないよう段階を設けて上乗せを行う。

（図表 1）基礎控除の上乗せ額（令和 7 年分・8 年分の 2 年間の時限措置）

合計所得金額（給与収入）	上乗せ額
132 万円超～336 万円以下（200 万円相当超～475 万円相当以下）	30 万円
336 万円超～489 万円以下（475 万円相当超～665 万円相当以下）	10 万円
489 万円超～655 万円以下（665 万円相当超～850 万円相当以下）	5 万円

（出所）財務省資料を基に作成

（図表 2）基礎控除の上乗せ特例のイメージ（恒久的措置と時限措置を合わせた全体像）



（出所）財務省資料を加工

**(3) 給与所得控除の最低保障額の引上げ**

給与所得控除とは、給与所得金額を算定する過程において、給与等の収入金額から、その収入金額に応じた一定の割合に相当する額を控除（概算控除）するものである。

令和 7 年度改正法では、最低保障額を 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げることとしている。この最低保障額は、給与等の収入金

額が 190 万円（改正前：162.5 万円）以下の者に適用されることとされている。

**(4) 特定扶養控除の見直し及び特定親族特別控除の創設**

**ア 特定扶養控除の見直し**

扶養控除とは、納税者が、年齢 16 歳以上の扶養親族<sup>26）</sup>（控除対象扶養親族）を有する場合、

<sup>25）</sup> 詳細については、Ⅲ 1 (3) を参照。

<sup>26）</sup> 扶養親族とは、納税者の親族（配偶者を除く。）等で、その納税者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が一定額

課税所得金額を計算する過程において、総所得金額等から一定額を控除するものである。

特定扶養控除は扶養控除の一種であり、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族（特定扶養親族）を有する納税者が受けることができる。その控除額は63万円であり、一般の扶養控除（38万円）に25万円上乘せされている。

令和7年度改正法では、基礎控除額の引上げに伴って、控除の適用を受けるための特定扶養親族を含む扶養親族の合計所得金額の上限額を58万円（給与収入123万円に相当）（改正前：48万円（給与収入103万円に相当））以下に引き上げることとしている。

### イ 特定親族特別控除の創設

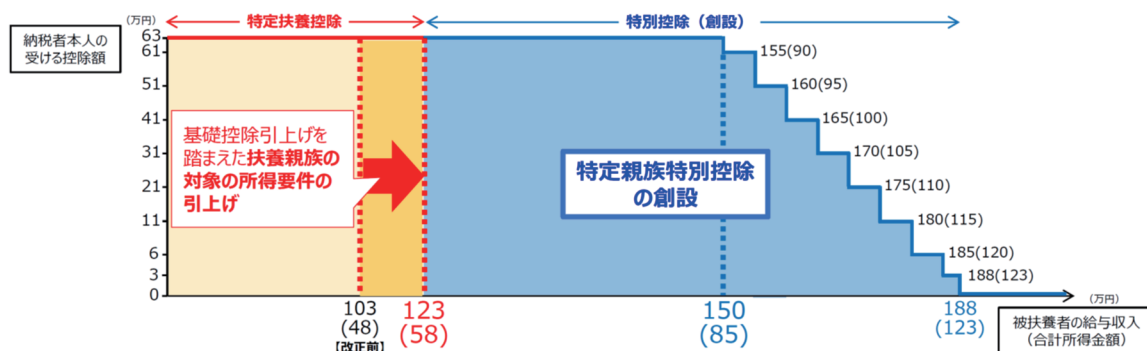
特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所

得金額が123万円（給与収入188万円に相当）以下であるものに限る。）で、控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

令和7年度改正法では、特定親族の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、特定親族の親等は特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みを導入することとしている。

特定親族特別控除の創設により、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が特定扶養親族の合計所得金額要件58万円（給与収入123万円に相当）を超える（特定扶養控除の適用要件を満たさなくなる）と、特定親族特別控除の適用対象に移行する仕組みとなっている。

（図表3）特定親族特別控除のイメージ



（注）上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

（出所）財務省資料を基に作成

## 2 子育て支援に関する政策税制

令和6年度与党大綱において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとされた子育て支援税制については、令和7年度においても、1年間の時限的な措置として以下のとおり対応することとしている（(1)、(2)に

関しては、令和6年分から継続）。

### (1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（令和7年限りの措置）

住宅ローン控除について、子育て世帯等に対する借入限度額を、認定住宅は5,000万円

以下である者をいう。

(改正前：4,500万円)とする等の上乗せを行う。また、床面積要件を緩和する。

## (2) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充（令和7年限りの措置）

住宅リフォーム税制について、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。

## (3) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（令和8年限りの措置）

生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額を最高6万円（改正前：最高4万円）に引き上げる。

## 3 地域経済を支える中小企業を取組を後押しする税制

### (1) 中小企業経営強化税制の拡充

中小企業は、雇用の7割を抱える我が国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠である。その中でも、売上高100億円を超えるような中小企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが重要とされている。

そのため、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加えるとともに、適用期限を2年延長することとしている。

### (2) 中小企業等々の法人税の軽減税率の特例の延長等

中小企業の年800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。令和7年度改正法では、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うこととしている。

なお、同特例については、令和7年度与党大綱において、「特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する」とされている。

## 4 消費税の外国人旅行者向け免税制度の見直し

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために過大な負担を強いられることのない制度とするため、令和6年度与党大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直すこととしている。

その上で、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずることとしている（政令事項）。

上記の改正は、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとしている。

## 5 グローバル・ミニマム課税への対応

我が国は、B E P S<sup>27</sup>プロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきており、令和3年10月にOECD/G20「B E P S 包摂的枠組み」で取りまとめられた経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「2本の柱」の解決策<sup>28</sup>）の実施に向けた取組を進めてきた。

令和7年度改正法では、法人税引下げ競争に歯止めをかける観点から、国際合意に則り、グローバル・ミニマム課税（最低税率15%）の導入に係る制度の整備を進め、軽減税所得ルール（UTPR<sup>29</sup>）及び国内ミニマム課税（QDMTT<sup>30</sup>）の法制化を行うこととしている。この結果、グローバル・ミニマム課税の導入が完了する。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度とすることとしている。

## 6 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

### (1) 防衛特別法人税の創設

法人税額に対し、当分の間、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税を課することとしている。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしている。

中小企業に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとしている。この結果、中小企業では所得2,400

万円程度まで防衛特別法人税が課されないこととなり、全法人の94%が対象外となる見込みである<sup>31</sup>。

### (2) たばこ税の見直し

加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行うこととしている。具体的には、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、軽量化による税負担の不公平が生じないように、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとすることとしている。

見直しの実施に当たっては、消費者への影響に鑑み、課税方式の見直しについては、令和8年4月及び同年10月の2段階で実施することとし、その上で、国のたばこ税率については、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月の3段階で、それぞれ0.5円/1本ずつ引き上げることとしている。引上げが完了すると、国のたばこ税の税率は、当分の間、改正前の6,802円/1,000本から8,302円/1,000本となる。

(図表4) たばこ税の税率の特例

適用時期	たばこ税率 (円/千本)
改正前	6,802
改正後	
令和9年4月1日～	7,302
令和10年4月1日～	7,802
令和11年4月1日～	8,302

(出所) 令和7年度税制改正の大綱を基に作成

<sup>27</sup> Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転) の略

<sup>28</sup> この合意は、市場国への新たな課税権の配分(第1の柱)と、グローバル・ミニマム課税(第2の柱)の2本の柱からなる。

<sup>29</sup> Undertaxed Profits Rule の略。軽減税国に所在する親会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、子会社等の所在する国で課税を行う制度。

<sup>30</sup> Qualified Domestic Minimum Top-up Tax の略。自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国において上乗せ課税させるのを防ぐため、自国に所在する事業体の税負担が15%に至るまで課税を行う制度。

<sup>31</sup> 島谷和孝財務省主税局総務課税制企画室長「令和7年度税制改正(国税)等について」『ファイナンス』(2025. May)

#### IV 主な質疑・答弁の概要

##### 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

###### (1) 提出時法律案についての質疑

###### ア 基礎控除額の引上げ等を行う必要性

所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設を行う必要性について質疑があった。

これに対し、政府から、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、所得税の基礎控除の額や給与所得控除の最低保障額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題に対応するため、物価動向を踏まえ、基礎控除の額と給与所得控除の最低保障額の引上げを行うこと、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘があることから、税制を気にせずに働くことができる仕組みを導入することとしている旨の答弁があった<sup>32</sup>。

###### イ 基礎控除額等の引上げ幅の根拠

課税最低限を給与収入 123 万円に引き上げることとした根拠について質疑があった。

これに対し、政府から、過去に基礎控除額を改正する際に勘案されてきた消費者物価指数が最後に基礎控除額を引き上げた平成 7 年以降 10% 程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれること、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価が 20% 程度上昇していることを勘案し、基礎控除額を約 20%、10 万円引き上げるとともに、給与所得控除の最低保障額についても、物価上昇への対応等の観点から、10 万円引き上げることとした旨の答弁があった<sup>33</sup>。

##### ウ 基礎控除額等の引上げに伴う地方財政への影響等

基礎控除額等引上げに伴う地方財政への影響と政府の対応について質疑があった。

これに対し、政府から、個人住民税における、いわゆる「103 万円の壁」への対応としては、住民税の地域社会の会費的な性格や、地方税財源への影響等を総合的に勘案し、給与所得控除や特定扶養控除の見直し等に対応する一方で、基礎控除は据え置くこととし、所得税の見直しによる地方交付税への影響についても、令和 7 年度地方財政計画において適切に地方財源を確保している旨の答弁があった<sup>34</sup>。

##### エ 特定親族特別控除の創設による就業時間増加の見込み

特定親族特別控除の創設によりどの程度の大学生等が就業時間を増加させるかについて質疑があった。

これに対し、政府から、内閣府の政府経済見通しにおける試算によると、50 万人程度が就業時間を増加させると見込んでいる旨の答弁があった<sup>35</sup>。

###### (2) 自民及び公明の共同提案による修正案についての質疑

###### ア 基礎控除額等の引上げ幅の根拠

課税最低限を、提出時法律案の給与収入 123 万円から給与収入 160 万円へと引き上げることとした根拠について質疑があった。

これに対し、同修正案提出者から、低所得者層の税負担に配慮する観点から、給与収入 200 万円以下の者について東京都 23 区における生活保護費の水準を超える給与収入 160 万円を課税最低限にすることとした旨の答弁が

<sup>32</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 3 号 3 頁 (令 7. 2. 14) 青木政府参考人 (財務省主税局長) 答弁

<sup>33</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 3 号 5 頁 (令 7. 2. 14) 青木政府参考人 (財務省主税局長) 答弁

<sup>34</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 3 号 3-4 頁 (令 7. 2. 14) 伊藤政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 答弁

<sup>35</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 3 号 3 頁 (令 7. 2. 14) 青木政府参考人 (財務省主税局長) 答弁

あった<sup>36</sup>。

#### イ 基礎控除額の上乗せを一定の所得以上の者に対しては時限的措置とした趣旨及び上乗せ額に段階を設けることとした理由

同修正案において、令和 7 年及び令和 8 年に限り、給与収入 200 万円相当超 850 万円相当以下の者を対象とする部分については、所得水準に応じて控除額を上乗せすることとしているが、その趣旨や理由について質疑があった。

これに対し、同修正案提出者から、時限的措置とした趣旨について、同修正案における上乗せ措置は、物価上昇に賃金上昇が追い付いていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から行うものであり、デフレからの脱却局面における経済対策としての位置付けであることから、期限付の措置としている旨の答弁<sup>37</sup>、上乗せ額に段階を設けることとした理由について、同修正案では、課税最低限を東京都 23 区の生活保護費を超える水準である給与収入 160 万円とする一方で、納税者の収入水準が異なる中で、所得控除は限界税率の高い高所得者ほど大きな恩恵を受けるものであることを踏まえれば、最低生活費という概念を全ての納税者に当てはめて所得控除を適用することが適当かどうかは、慎重な検討が必要だと考える旨の答弁があった<sup>38</sup>。

#### ウ 減収分に対応する財源確保のための方策

同修正案による減収分の財源が確保できているのか、また、どのように確保していくの

かについて質疑があった。

これに対し、同修正案提出者から、令和 7 年度の減収分に対応する財源については、同修正案による税収減も含め、一般予備費の削減、追加的な税外収入の確保といった歳入歳出の増減の結果として確保されており、令和 8 年度分以降については、同修正案の附則第 82 条<sup>39</sup>において、予算編成及び税制改正において、所得税の抜本的な改革に係る検討と併せて、歳入歳出両面の取組を通じた財源の確保について検討をすることとされている旨の答弁があった<sup>40</sup>。

#### エ 公平性、中立性、簡索性の確保

同修正案は、所得税が課税されない非課税世帯に恩恵が及ばず、所得水準に応じた控除額が段階的に設定されていることを受けて、同修正案は税の三原則（公平・中立・簡素）に反しているのではないかと質疑があった。

これに対し、同修正案提出者から同修正案においては、物価上昇に賃金上昇が追い付かない状況の下、中所得者層を含め幅広く税負担の軽減を図る一方で、公平性の観点から、高額所得者優遇とならないように納税額を平準化するため、所得水準に応じて基礎控除の上乗せ特例を創設することとしており、同修正案は公平、中立、簡素の原則を逸脱するものではないと考えている旨の答弁があった<sup>41</sup>。

#### オ 源泉徴収義務者の事務負担

所得水準に応じて基礎控除を上乗せすることによって企業の源泉徴収義務者等の事務負担が増加する懸念について質疑があった。

<sup>36</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 7 号 12 頁（令 7.3.4）修正案提出者赤羽一嘉衆議院議員答弁

<sup>37</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 7 号 3 頁（令 7.3.4）修正案提出者後藤茂之衆議院議員答弁

<sup>38</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 7 号 5 頁（令 7.3.4）修正案提出者後藤茂之衆議院議員答弁

<sup>39</sup> 附則第 82 条については、後述 V 1 参照。なお、提出時法律案における基礎控除等の引上げ（上述 III 1 (1)、(3)、(4)）に係る財源については、令和 7 年度与党大綱において、「デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しない」と整理されている。

<sup>40</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 7 号 2 頁（令 7.3.4）修正案提出者赤羽一嘉衆議院議員答弁

<sup>41</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会議録第 7 号 2-3 頁（令 7.3.4）修正案提出者後藤茂之衆議院議員答弁

これに対し、政府から、源泉徴収義務者の事務負担に配慮する観点から、給与に係る源泉徴収については年末調整時のみの対応とし、関係者の円滑な準備に資する丁寧な周知、広報に努めていく旨の答弁があった<sup>42</sup>。

#### カ 所得税の抜本的な改革の検討の方向性

同修正案の附則第 81 条において、所得税の抜本的な改革について検討を加えるとされていることを受けて、考え得る仕組みや論点等、今後の方向性について質疑があった。

これに対し、政府から、米国をはじめとする諸外国の制度も参考としつつ、また、我が国においては、所得の課税最低限が、生計費の観点や公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性も含めて、総合的に検討して定められてきたことや、源泉徴収義務者の負担や制度の分かりやすさ等を勘案し、国会での議論も踏まえ、具体案の検討を深めていく旨の答弁があった<sup>43</sup>。

## 2 中小企業経営強化税制の拡充の意義

中小企業支援、地方創生及び地域経済の後押し観点からの同税制拡充の意義について質疑があった。

これに対し、政府から、中小企業は、我が国の被雇用者の約 7 割を抱える大変重要な経済主体であり、その中でも売上高 100 億円を超えるような中小企業は、輸出や海外展開などにより域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であることから、こうした企業を育成し、地域経済に好循環を生み出していくことが重要であるとの考えの下、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、同税制の適用期限の延長及

び拡充により、中小企業の前向きな投資の後押しをし、地方創生及び活力ある地域経済の実現を図っていく旨の答弁があった<sup>44</sup>。

## 3 中小法人等の軽減税率の特例の延長等

### (1) 同特例が適用される所得金額の上限の設定根拠

同特例が適用される所得金額の上限を年 800 万円としている根拠について質疑があった。

これに対し、政府から、昭和 56 年度税制改正において法人税率を 2% 引き上げる中で、適用所得限度額を当時の年 700 万円から更に大きく引き上げるべきという声があり年 800 万円と設定されたものであるが、今後、適用所得限度額の在り方を考える際には、税率引上げの目的に反して税負担が軽減される法人がないようにすること、全中小法人の 9 割程度の所得は 800 万円以下である中、小規模な中小企業法人のみならず所得の高い中小法人にも適用される制度であること、個人形態で営む場合との税負担のバランスを考えなければ経済合理性に反した法人成りを助長するおそれがあることなどを踏まえながら考えていく必要がある旨の答弁があった<sup>45</sup>。

### (2) 同特例の恒久化の必要性

同特例の恒久化の必要性について質疑があった。

これに対し、政府から、同特例はリーマン・ショックの際の経済対策として導入された時限的な措置であったが、令和 7 年度改正法においては、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況、現在の状況を踏まえて、一定の見直しを行った上で適用期限を 2

<sup>42</sup> 第 217 回国会参議院財政金融委員会会議録第 4 号 2 頁 (令 7.3.25) 加藤財務大臣答弁

<sup>43</sup> 第 217 回国会参議院財政金融委員会会議録第 4 号 27-28 頁 (令 7.3.25) 加藤財務大臣答弁

<sup>44</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会会議録第 4 号 9-10 頁 (令 7.2.18) 加藤財務大臣答弁

<sup>45</sup> 第 217 回国会衆議院財務金融委員会会議録第 4 号 7 頁 (令 7.2.18) 青木政府参考人 (財務省主税局長) 答弁

年延長したものの、今後の措置の在り方については、令和7年度与党大綱において、特例が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討するとされており、引き続き検討を行っていくことが重要と考えている旨の答弁があった<sup>46</sup>。

#### 4 消費税の外国人旅行者向け免税制度（輸出品販売場制度）の見直し

##### (1) 見直しによる同制度の不正利用防止効果

免税制度の見直しに際して導入されたリファンド方式による免税制度の不正利用防止効果について質疑があった。

これに対し、政府から、国内で購入した物品を国外に持ち出すことなく国内で転売するという不正利用を防止する効果がある旨の答弁があり<sup>47</sup>、制度の見直しに伴う具体的な税收額については、見直しにより不正が行われていた免税購入がほぼなくなることが見込まれるものの、これまでどの程度不正な免税購入が行われていたかを網羅的に把握することができないため、その試算は困難である旨の答弁があった<sup>48</sup>。

##### (2) リファンド方式導入による免税店や外国人旅行者に係る新たな負担への対応

リファンド方式導入による、免税店や外国人旅行者に係る新たな負担への対応について質疑があった。

これに対し、政府から、免税店に係る新たな負担として懸念されるリファンド方式の導

入に際する免税店のPOS<sup>49</sup>システムの改修への対応については、国際観光旅客税収を活用したインバウンド受入れ環境整備に係る事業におけるシステム改修のための支援や、IT導入補助金による支援が可能な場合があるとの答弁があり<sup>50</sup>、外国人旅行者への新たな負担として懸念される空港での混雑防止への対応については、免税手続の電子化によって、旅行者は、基本的に出国時に空港に設置された専用の端末に旅券を提示することで、税関による持ち出し確認を受けることが可能であり、また、主要空港を対象に、空港内の一定のエリア内でオンラインで手続をすることや自動チェックイン機との連携などの検討、調整を進めており、引き続き空港での混雑防止にしっかり努めていく旨の答弁があった<sup>51</sup>。

#### 5 グローバル・ミニмум課税への対応

米国政府が国際課税に関する大統領覚書<sup>52</sup>を公表したことを受けて日本政府の対応方針について質疑があった。

これに対し、政府から、公表された米国政府の大統領覚書においては、グローバルタックスディールに係る前政権によるいかなるコミットメントも、米国議会による立法措置なしに米国において効力を有さない、米国企業に不均衡な影響を与える等の外国の税制措置について調査し、取るべきオプションに関する助言を大統領に提出する旨記載されているが、現時点ではそれ以上の具体的な内容は明らかになっておらず、グローバル・ミニмум

<sup>46</sup> 第217回国会参議院財政金融委員会会議録第4号31-32頁（令7.3.25）加藤財務大臣答弁

<sup>47</sup> 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第3号6頁（令7.2.14）青木政府参考人（財務省主税局長）答弁

<sup>48</sup> 第217回国会参議院財政金融委員会会議録第3号38-39頁（令7.3.24）青木政府参考人（財務省主税局長）答弁

<sup>49</sup> Point of sale（販売時点情報管理）の略称。商品名や価格、売れた時間などの情報を記録・確認でき、店舗の商品管理や分析が可能になる仕組み。

<sup>50</sup> 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第3号6-7頁（令7.2.14）青木政府参考人（財務省主税局長）答弁

<sup>51</sup> 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第5号28頁（令7.2.25）青木政府参考人（財務省主税局長）答弁

<sup>52</sup> The Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) Global Tax Deal (Global Tax Deal) (January 20, 2025)

課税については、世界各国において税制面での公平な競争条件を確保し、グローバルに活躍する日本企業を後押しするという観点から、政府としてもその制度の導入を行うべきと考えており、引き続き、米国を含めて各国政府とよく協調し、我が国の立場をしっかりと説明していく旨の答弁があった<sup>53</sup>。

## 6 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

### (1) 「当分の間」の解釈

令和7年度改正法により「当分の間」として防衛特別法人税が創設されることに関して、「当分の間」の解釈について質疑があった。

これに対し、政府から、防衛特別法人税は、防衛力を抜本的に強化し、安定的に維持していく必要がある限りにおいては措置するものであるため、当分の間の措置としている旨の答弁があった<sup>54</sup>。

### (2) 更なる増税が必要となる可能性

令和7年度改正法における税制措置では、防衛力整備計画の実施に必要な財源には不足することから更なる増税が必要となる可能性について質疑があった。

これに対し、政府から現時点において、令和9年度までに、43兆円規模の防衛力整備を確保することとしているが、それまでに、「令和5年度税制改正の大綱」で定められたこれまでの枠組みを超える追加的な税制措置が必要だとは考えていない旨の答弁があった<sup>55</sup>。

## V 今後の主な課題

令和7年度与党大綱においては、令和8年度以降の税制改正で結論を得るとされた見直

し項目等が明記されたほか、令和7年度改正法には、衆議院における修正により、附則に新たな規定として「所得税の抜本的な改革に係る措置等」が追加された。

以下、令和7年度与党大綱、成立した法律等を踏まえ、今後の主な課題について整理する。

### 1 物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討

個人所得課税については、令和7年度与党大綱において、「わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う」とされている。

加えて、自由民主党及び公明党が法律案に対する修正案を衆議院に提出するに当たり公表された「基礎控除の特例の創設について」

(令和7年2月28日自由民主党・公明党)を踏まえ、衆議院での修正により令和7年度改正法に追加された附則においては、以下のとおりとされている。

#### (所得税の抜本的な改革に係る措置)

**第81条** 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した

<sup>53</sup> 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第5号32-33頁(令7.2.25)加藤財務大臣答弁

<sup>54</sup> 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第5号35頁(令7.2.25)青木政府参考人(財務省主税局長)答弁

<sup>55</sup> 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第7号13頁(令7.3.4)石破内閣総理大臣答弁

場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

#### (所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置)

**第82条** 政府は、令和7年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

今般の特例も含め、所得税の抜本的な改革の中で、検討していくことが見込まれる<sup>56</sup>。

なお、令和7年度改正法を踏まえ、同法により検討が求められている所得税の各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方等について、政府税制調査会に設置されている「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」において、議論のための素材の整理が進められているところである。

## 2 防衛財源確保に係る税制措置のうち所得税の取扱い

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和6年度改正法において、政府は、令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について、所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとするこ

とが規定されている。

所得税、法人税及びたばこ税のうち、法人税及びたばこ税については、「令和5年度税制改正の大綱」等の基本的方向性により検討された結果、令和7年度税制改正において措置された。

しかし、所得税については令和7年度与党大綱において、「令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」とされた。「骨太の方針2025<sup>57</sup>」においても、同趣旨の方向性が明記されている。

## 3 扶養控除等の見直しの取扱い

令和6年10月から実施されている児童手当の拡充策に伴う16歳から18歳までの高校生年代の扶養親族に係る扶養控除制度等の在り方については、令和5年12月14日に取りまとめられた令和6年度与党大綱において、令和7年度税制改正において結論を得ることが決定されていた。

しかし、令和7年度与党大綱において、高校生年代の扶養控除等の見直しについては、「児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る」とされた。

(本稿は、令和7年9月1日現在の情報を基に執筆した。)

<sup>56</sup> 島谷和孝財務省主税局総務課税制企画室長「令和7年度税制改正(国税)等について」『ファイナンス』(2025. May)

<sup>57</sup> 経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～(令和7年6月13日閣議決定)